

宗像市長あて

令和（ ）年度（ 年分）市民税県民税 国民健康保険税
後期高齢者医療保険料
介護保険料 申告書
(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用)

申告年月日(記入日)：令和 年 月 日

か		生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
氏名			
住所	宗像市 (電話 - -)		

○確定申告した(予定含む)
上場株式等の所得等

		確定申告の所得金額	市・県民税の源泉徴収税額 (配当割額・株式等譲渡所得割額)
上場株式等の 配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります（所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません）。
(注意) 上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

課税方式について次のとおり選択します。(いずれかに☑をつけてください。)

- ①上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では申告しません。
 ②上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では下記の所得とします。

②を選択した場合

住民税で申告する上場株式等の所得等		市・県民税で申告する 所得金額	市・県民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

(注) 源泉徴収口座内の譲渡損失の金額を申告する場合には、その同一口座内の配当所得の金額も併せて申告しなければなりません。

- 【添付書類】「特定口座年間取引報告書」「配当金計算書」「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」「確定申告書付表」のコピーなど内訳のわかる書類を添付してください。
○所得税と異なる課税方式を選択し、当該年度において、繰越損失額を翌年に繰り越す申告をする場合は、別途「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」の提出が必要です。
○所得税と異なる課税方式を選択する場合は、当該年度の納税通知書が送達される前に本申告書もしくは所得税の確定申告書により課税方式選択の申告を行ってください。また、あわせて「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」～市区町村からのお知らせ～もご確認ください。

宗像市記入欄

個人CD	受付担当	入力担当

【記入例】

令和（ ）年度（ 年分）市民税県民税（国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料）申告書
 （上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用）

申告年月日(記入日)：令和 4年 3月 14日

か	ムナカタ タロウ	生年 月日	大(昭)平・令		
氏名	宗像 太郎		31年	1月	11日
住所	宗像市 東郷1丁目1番1号 (電話 0940- 36- 1121)				

○確定申告した(予定含む)
上場株式等の所得等

		確定申告の所得金額	市・県民税の源泉徴収税額 (配当割額・株式等譲渡所得割額)
上場株式等の 配当所得等	総合課税分	10,000円	500円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315%（復興特別所得
税分含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているも
のとなります（所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません）。

（注意）上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断
がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

課税方式について次のとおり選択します。（いずれかに☑をつけてください。）

- ①上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では申告しません。
 ②上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では下記の所得とします。

②を選択した場合

住民税で申告する上場株式等の所得等		市・県民税で申告する 所得金額	市・県民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

（注）源泉徴収口座内の譲渡損失の金額を申告する場合には、その同一口座内の配当所得の金額も併
せて申告しなければなりません。

- 【添付書類】「特定口座年間取引報告書」「配当金計算書」「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算
明細書」「確定申告書付表」のコピーなど内訳のわかる書類を添付してください。
 ○所得税と異なる課税方式を選択し、当該年度において、繰越損失額を翌年に繰り越す申告をする場合
は、別途「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」の提出が必要です。
 ○所得税と異なる課税方式を選択する場合は、当該年度の納税通知書が送達される前に本申告書もしく
は所得税の確定申告書により課税方式選択の申告を行ってください。また、あわせて「所得税及び復
興特別所得税の確定申告の手引き」～市区町村からのお知らせ～もご確認ください。

宗像市記入欄

個人CD	受付担当	入力担当